

重要事項説明書（居宅介護支援）

1 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人府中町社会福祉協議会
代表者氏名	会 長 小 濱 樹 子
所在地 (連絡先)	広島県安芸郡府中町浜田本町5番25号 TEL. (082) 285-7278 FAX. (082) 287-3467

2 居宅介護支援提供を担当する事業所

事業所の名称	府中町居宅介護支援センターふれあい
介護保険指定 事業者番号	広 島 県 指 定 3 4 7 3 2 0 0 0 3 2
事業所所在地	広島県安芸郡府中町浜田本町5番25号 ふれあい福祉センター2階
連絡先 相談担当者名	TEL. (082) 285 - 7285 FAX. (082) 236 - 3463 管理者 三 浦 輝 美
事業所の通常 の実施区域	府 中 町

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	居宅において、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な居宅介護支援を提供する。
運営方針	・居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう援助する。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される指定居宅サービスについて複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を十分に行い、不当に偏ることのないよう公正中立に行なう。 また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝日及び12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 (ただし、電話により24時間常時連絡は可能) (携帯電話) 090-1180-0845

5 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人員数
管理者 (主任介護支援専門員兼務)	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う	1名
介護支援専門員 (主任介護支援専門員1名含む)	指定居宅介護支援の提供	5名 (常勤5名)

6 居宅介護支援の内容、利用料、その他の費用

居宅介護支援の内容	①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況把握・評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護(支援)認定に対する協力、援助 ⑦相談業務
提 供 方 法	別紙1「居宅介護支援業務の提供方法について」を参照してください。
介護保険適用の有無	上記①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。
1ヶ月当たりの料金	居宅介護支援が介護保険適用となる場合には、自己負担はありません。【全額介護保険により負担されます。】 別紙2「介護保険適用料金表について」を参照してください。
各サービスの利用割合	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の前6か月間の各サービス利用割合について表示します。 別紙3「各サービス利用割合表」を参照してください。

7 その他の費用

交 通 費	通常のサービスの実施地域を越えた地点から路程1キロ当たり20円の実費を徴収します。(事前に同意を得ます。)
-------	---

8 居宅への訪問頻度

利用者の要介護(支援)認定有効期間中、1ヶ月に1回以上

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業に従事する者は、サービス提供をするうえで、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、あらかじめ同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者や家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる関係書類については、管理者の責任において管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 サービス提供に関する苦情相談について

苦情処理窓口	府中町浜田本町5番25号（ふれあい福祉センター2F） 府中町居宅介護支援センターふれあい（電話 082-285-7285） 担当者 三浦 輝美	
苦情処理を行うための処理体制		
府中町の窓口	府中町高齢介護課介護認定係（電話 082-286-3233）	安芸郡府中町大通3丁目5-1
広島県の窓口	広島県国民健康保険団体連合会（電話 082-554-0783）	広島市中区東白島町19-49

☆決められた時間にサービス提供者が来ない等、苦情がある場合は申し出てください。

11 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町に連絡を行なうとともに、必要な措置を行ないます。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行ないます。
- (3) 事故が生じた場合は、その原因を解明し再発防止に努め対策を講じます。

12 その他

下記の場合は「府中町居宅介護支援センターふれあい」に連絡して下さい。

- (1) 事前に居宅介護支援事業者を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合。
- (2) 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行なった場合（区分変更申請、種類変更、サービスの種類指定変更申請、各種の減免に関する決定等に変更等が生じた場合）。
- (3) 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なることとなる場合。
- (4) 居宅サービス計画に記載されている短期入所生活介護及び、短期入所療養介護の利用にあたっては、利用前に連絡してください。連絡を行なわなかった場合は、法定代理受領の取扱いができず利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになるのでご注意ください。
- (5) 入院時には入院先医療機関と連携を図るため担当のケアマネジャーの氏名をお伝えくださるようお願い致します。